

## 第73回明石市環境審議会 議事録

日時：令和3年11月19日（木）午後2時00分～

場所：明石市役所議会棟2階 大会議室

○司会（事務局H） 定刻となりましたので、ただいまより第73回明石市環境審議会を開催いたします。

皆様、本日はお忙しい中、明石市環境審議会にお集りいただき、ありがとうございます。審議会事務局長、明石市環境室地球温暖化対策担当課長の事務局Hでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議を始めます前に皆様、携帯電話及びスマートフォンは電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

初めに、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、資料1-1、仮称第3次明石市環境基本計画素案。資料1-2、環境審議会、意見と採用状況。資料2、明石市一般廃棄物処理基本計画（案）概要版。資料3、明石市環境レポート2021（案）。資料4、今後のスケジュール。

参考資料としまして、明石市一般廃棄物処理基本計画（案）の全体版。それと、机上配布させていただいております前回の資源循環推進部会の議論を踏まえ、修正後の一般廃棄物処理基本計画（案）の全体版です。不足等はございませんでしょうか。

本日の審議会ですが、委員16名中、リモート参加の委員Lを含め、14名の出席をいただいております。委員D、委員Mにおかれましては、所要のため欠席でございます。

過半数の出席をいただいておりますので、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例施工規則第23条第2項の規定に基づき、本日の会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここからは、委員Cに議長をお願いしたいと思います。委員C、よろしくお願いいたします。

○委員C それでは、ここからは私が議長を務めさせていただきます。議事に従って進めますが、発言に際しましては、リモート参加の委員もおられますので、マイクを通じて発言していただきますようお願い申し上げます。

今日は次第にありますように、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画で、それに明

石市環境レポートという3つになっております。

会議の時間ですが、大体4時過ぎ、2時間ぐらいをめどに終わりたいと思います。会議、非常にたくさんありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次第1、次期明石市環境基本計画の素案につきまして、事務局から説明お願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局J 資料1-1と1-2につきまして、御説明させていただきます。

資料1-1が今回の基本計画の素案となります。資料1-2が審議会意見と対応状況で、前回の審議会で頂いた意見の概要と、その対応状況を資料にさせていただいております。左端のページ数が今回の計画の素案で対応させていただいた部分となります。

それでは、資料1-1の素案を御覧ください。

1ページ、目次です。前回の骨子案でお示ししましたとおり、全体で6章立ての構成でございます。それでは、1章から順に御説明させていただきます。

1章は、計画の基本的事項です。2ページ目を御覧ください。最初に、本計画の位置づけと計画期間についてでございます。図のとおり、明石市環境基本計画は市の総合計画であります「(仮称)あかしSDGs推進計画」の個別計画、また環境関連の個別計画の上位計画という位置づけとなります。計画期間は、現行計画を1年延長したことに伴いまして、2022年から2030年、令和4年から12年の9年の計画となります。

3ページ、これまでの経緯と背景です。

まず、現行の第2次基本計画ですが、2012年に策定を行いまして、その後、情勢の変化に対応し、2017年に一部見直しを行っております。それ以降、気候変動の影響の深刻化、またプラスチックごみによる世界規模での海洋汚染、また食品ロスの問題など、新たな課題が表面化しております。また、環境分野以外に目を向けましても、人口減少をはじめとした社会・経済のさまざまな課題への対応が求められている状況です。こうした複雑に絡み合うさまざまな課題の解決を図るためには、SDGsの考え方を活用して、環境・社会・経済の統合的な向上を目指す取り組みが今求められているところでございます。

本市でも、気候変動への対応として、2020年3月に県内で初めて「気候非常事態宣言」を表明し、また、2020年8月にはSDGs未来都市に採択されるなど、SDGsの理念を反映した持続可能なまちづくりの実現を目指しております。

こうした背景を踏まえ、環境分野においても、新たな環境課題にも対応しつつ、持

持続可能なまちづくりの実現に向けて、取り組みをさらに発展させるため、第3次環境基本計画を策定するものでございます。

ページの下段に、今回の計画策定の視点となるSDGsと環境・社会・経済の統合的向上について、ウェディングケーキモデルを用いて説明をしております。環境が持続可能でなければ、社会や経済の持続的な発展も成り立たないという互いの関係を示すものでございます。

それでは、2章の説明に移らせていただきます。

まず、2章全体の構成といたしまして、前回の審議会で、国際的な視野が少し欠けているという指摘を頂きましたので、9ページから12ページにかけて、分野ごとに国際的な動向、あるいは国内の動向を新たに追加しております。

では、最初の6ページから順次説明させていただきます。

まず、市の概況です。位置・面積等、地勢・気候、人口、土地利用、産業につきまして、各種統計データからお示しをしております。

人口につきましては、2013年から8年連続で増加中ではございますけれども、将来の推計を見ますと、本市でも人口減少が避けられない状況です。

9ページ目から環境の分野ごとの国際的な動向と国の動きでございまして。

まず、温暖化の分野について、近年、世界各地、また国内でも気候変動による豪雨や台風の大型化などによる、これまで経験したことのないような大規模な自然災害が発生しております。

こうした中、国際社会や国の動きとして、2015年にはパリ協定の合意、また昨年には日本において2050年カーボンニュートラルの表明、2030年の温室効果ガスの新たな削減目標46%が掲げられ、温室効果ガス削減の強化が求められているところでございます。また、近年、気候変動に起因する自然災害などの被害を防止、軽減するための適応と呼ばれる取り組みも求められており、国では2018年に気候変動適応法を制定し、その実施計画として気候変動適応計画が策定されているところでございます。

また最近のトピックスとしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一時的に経済活動が停滞しているところですが、今後、経済活動の回復とともに、温室効果ガスの排出も大きく増加してくることが懸念されており、経済回復と温暖化対策を両立するグリーンリカバリーという考え方が、国際的に主流となってきているところでございます。

10ページ、循環型社会の分野でございます。まず、現状といたしまして、国内においては3Rの推進によって、一人当たりの一般廃棄物の発生量が着実に減少してきているところでございます。ただ一方で、プラスチックごみや食品ロスなどの新たな課題も出てきている状況です。こうした課題に対応していくために、これまでの3Rから一歩進んだサーキュラーエコノミーという経済を考慮した考え方が世界の潮流となってきました。

プラスチックごみ問題につきましては、2019年5月に、国でプラスチック自然循環戦略が策定されまして、使い捨てプラスチックの削減を進めていくことが盛り込まれております。また、今年の9月には、プラスチックの廃棄だけではなくて、設計や製造段階から含め、ライフサイクル全般で資源循環体制を強化する法律が制定されたところでございます。

また、食品ロスにつきましては、国内で、今600万トン以上、一人一日に、お茶碗一杯分を捨てているという報告もございます。国では、2030年までに2000年度比で、食品ロスを50%半減するという目標を掲げ、取り組みが進められております。

11ページ、自然環境分野です。生物多様性の現状といたしましては、4つの危機と言われる、開発、外来種の持ち込み、地球温暖化の影響、土地利用の変化などによって、生物多様性の損失・低下が進行しております。

国際社会の動きとしまして、2010年に、生物多様性の損失を止めるための国際的な目標である愛知目標が採択されたところですが、その目標年度である2020年の最終評価においては、完全に達成された目標はないと報告されており、依然として厳しい状況でございます。

こうした状況も踏まえまして、2020年以降の世界の目標となるポスト愛知目標の策定、並びに、それを踏まえた国の次期生物多様性国家戦略の見直しが、今後、予定されております。

12ページ、生活環境分野です。まず、国内の生活環境に関する状況ですが、環境基準の達成状況はおおむね改善傾向です。ただし、建築物中のアスベストやPM2.5、光化学オキシダント、閉鎖性水域の富栄養化等など、依然として対応すべき課題も残っております。

アスベストにつきましては、ここ数年で、建築物等の解体工事における飛散防止に対する規制が法律で強化されてきている状況です。

また、海洋ごみ問題については、海に流出したごみに含まれるプラスチックごみが時間を経て劣化して、小さくなったマイクロプラスチックが海の生きものに取り込まれると、何らかの悪影響がある可能性が懸念されております。

こうした中、2018年には国の法改正によって、事業者による製品のマイクロプラスチックへの使用抑制、廃プラスチック類の排出抑制、また国や自治体には、海岸漂着物の処理を推進することが盛り込まれております。

13ページから明石市の環境の現状と課題になります。

まず、低炭素社会の分野です。温室効果ガスの排出量については、近年横ばいの状況でして、現行計画で定める2030年の目標に向けては、さらなる削減が求められている状況です。また、再生可能エネルギーにつきましては、導入量は増加が続いている状況です。そして、その大部分が太陽光となっております。

14ページが気候変動の影響です。本市でも、写真に示すとおり、近年大型台風の上陸による河川の増水や、土砂崩れなどの被害が発生している状況です。今後、気候変動の進行によって、台風のさらなる大型化がすすみ、こうした被害が拡大することが懸念されるところでございます。

最後に、課題と今後の方向性ですが、まず温室効果ガス排出量については、気候非常事態宣言でも、2050年にゼロを目指すと表明しております。これに向けて、まずは2030年の削減目標の見直し、施策の強化が求められているところでございます。

2点目としまして、気候変動によって、今後、本市でも自然災害リスクの増加ですとか熱中症リスクが増加することが考えられますので、そうした将来的な気候変動の影響に備える適応策を講じていく必要があります。

15ページが循環型社会の分野です。まず、市のごみ処理量については、近年は横ばいで、直近の2020年度は減少している状況です。また、家庭系燃やせるごみの排出量につきましても、おおむね減少傾向が続いております。

今回、一般廃棄物処理基本計画の改定に合せまして、2031年度の目標値を新たに掲載させていただいております。今後は、この目標達成に向けた取り組みが求められるところでございます。

課題と今後の方向性です。まず、1点目、目標達成に向けては、排出抑制の促進が必要です。2点目、プラスチックごみや食品ロスなどの新たな課題に対して、施策を検討していく必要があるということでございます。3点目、高齢化社会に対応する取

集体制など、将来的に考えられる新たな課題への対応も求められるところです。

16、17ページが自然共生社会の分野です。まず、本市の生物多様性の現状といたしまして、表2-1に、場所ごとに示しております。前回の審議会でご指摘いただきました河川や海の状況についても記載をしております。

また、緑化につきましては、こちらも骨子案でお示しをさせていただきましたが、緑被率を見ますと、2009年は27.9%、直近の2019年は25.6%と、やや減少していることとなります。グラフはその内訳ですが、年が進むにつれて田畑の占める割合が減少しており、都市化の進行の影響が考えられます。

17ページ、明石の海に関する最近のトピックで、2つ掲載をしております。

1つは、2020年度に実施しました海岸の自然環境調査の結果を紹介しております。シロチドリ、ミルクイガイなどの重要種の生息が明石の海岸でも確認されております。

その下、豊かな海について、近年、明石を含む瀬戸内海の水質改善が進む一方で、海に流れ込む栄養が減少していて、海の生きものが育ちにくくなっている。豊かな海が失われつつある状況についても紹介をしております。

課題と今後の方向性につきまして、1点目は、緑の量に関する部分です。引き続き、緑の基本計画に基づきまして、緑地の保全、緑化の推進に取り組む必要があるとしております。2点目、緑の量だけではなくて、生物多様性の保全ですとか、緑の質の向上に取り組むとしております。最後、3点目、国の次期生物多様性戦略の見直しの動きも踏まえて、今後の戦略検討が必要であると考えております。

最後、18ページ目、安全・安心社会の実現の分野です。表にもお示ししておりますとおり、大気、水、騒音等の項目で環境基準の達成が続いており、良好な環境が維持されている状況でございます。自動車騒音につきましても、全国平均を上回る達成率であるという点について説明をさせていただきます。

課題と今後の方向性ですが、引き続き継続監視、そして事業者等への法令遵守の指導を行うこと。また、光化学オキシダントによる健康被害の未然防止やアスベストの飛散防止対策を徹底していく必要がございます。

それでは、3章の説明に移らせていただきます。

3章全体の構成ですが、前回の審議会でも、長期的な視点の理想像と短期的な視点の計画の目標が混在しているという御指摘がございましたので、章全体の流れとしまして、(1)めざす環境像と(2)計画の基本理念は、長期的な視点の理想像として、ま

た、その後の（３）基本方針及びワークショップに関しては、2030年度の計画の目標像として、章の流れを整理させていただきました。

では、20ページの目指す環境像です。前回の骨子案から変更した点といたしまして、伝統的な知識の大切さ、そういう考え方を反映できないかという御意見の対応としまして、三段落目の最初の分に、「市民や事業者、行政の全ての主体がその責任を自覚して、自然とともに生きた先人の知恵を受け継ぎつつ」という文を一文追加させていただきました。

次に、21ページが計画の基本理念です。こちらも4つ骨子案でお示しをさせていただきましたものがございます。

特に4つ目は、今回計画策定の視点としているSDGsの考え方を反映したものでございまして、環境が持続可能であることが、経済、社会の持続的な発展につながるという関係をみなぎ認識をして、環境によい取り組みを通じて、地域の社会や経済の発展につなげていく考え方を共有しようというものでございます。

22ページ、基本方針です。まず、目指す環境像実現のために、2030年に向けて取り組む基本方針で、分野別にお示しをしております。前回の審議会で、それぞれの分野は互いに関連しているので、横断的に取り組んでいかなければいけないという御指摘がございましたので、冒頭の文章で、互いに関係し合っているので、分野横断的に取り組む視点を持つことが必要であると書かせていただいております。

また、前回、脱炭素、自然共生、循環型、安心・安全の順番でしたけれども、国の環境基本計画の順序と整合を図る形で、今回、脱炭素、循環、自然、安全の順番に見直しをさせていただいております。それぞれの分野の方針につきましては、骨子案から若干表現の調整しております。

23ページ、ワークショップで、市民の皆様と考えた環境未来像で掲載をさせていただいております。2030年の未来像で、その実現性も踏まえまして、改めて整理をさせていただいたものになります。2030年に向けては、「緑や自然が増える」、「海や川がきれいで豊かに」といった、明石の良質な自然な環境が守られている姿。あとは、クリーンなエネルギーが普及している、「ごみの少ない・きれいなまち」というのは、持続可能なまちづくりが進んでいるという姿が描かれているイメージされております。

それでは、4章の説明に移らせていただきます。

まず、26ページが、基本施策の体系です。前回の骨子案からの変更といたしまして、

海洋プラスチックごみ対策を前回、横断施策に位置づけておりましたけれども、多くの御指摘を頂きましたので、横断施策の位置づけから外し、循環型社会の実現の分野の施策として位置づけをさせていただきました。

では、27ページから、分野ごとの基本施策について説明をさせていただきます。

まず、全ての分野ともに、具体的な施策については、それぞれの個別計画で示すものとし、環境基本計画では、施策の軸となる基本施策と、その施策例という形で今回お示しをしております。

また、前回の審議会で、1つの分野の施策がほかのいろいろな分野の課題解決にもつながることがSDGsであり、そのことを説明すべきではないかという御意見を頂きましたので、今回、それぞれの分野におきまして、環境、社会、経済の統合的向上という項目を設けまして、その分野の施策がほかの環境面や社会・経済面の解決にどのように関係しているかを、SDGsのアイコンも用いて説明させていただきました。

では、27ページから、脱炭素社会の実現でございます。

まず、基本施策の1つ目が「再生可能エネルギーの利用の推進」です。明石市の地域特性を踏まえまして、太陽光を軸とした再生可能エネルギーの導入促進及び再生可能エネルギー由来の電力の利用促進を図るとしております。また、エネルギーの地産地消仕組みづくりを促進することで、地域内での経済の好循環にもつなげることや、将来的に実用化が期待される新たなエネルギー利活用に向けた調査・情報収集を行っていくとしております。

基本施策の2つ目は、「脱炭素の暮らし・まちづくりの推進」です。

こちらにつきましては、省エネ型の機器の普及、あるいはZEHやZEBなどの建築物の普及、環境負担の少ない交通システムの構築などに取り組むことで、脱炭素に貢献するスマートなまちづくりを進めるとしております。

下のZEHやZEBのコラムとして、今回、市の率先行動の1つとして、現在計画中の明石市の新庁舎も「ZEB Ready」を目指していることについて記載をさせていただきます。

28ページ、基本施策の3つ目が気候変動への適応の推進でございます。

こちらについては、気候変動による影響とその適応策について情報提供や啓発を推進していくことや、例えば、熱中症対策などの具体的な適応の取り組みについても、関係箇所と連携して進めていくとしております。

ページ下段の環境・社会・経済の統合的向上ですが、脱炭素社会の実現に向けた施策に取り組むことで、環境面では温室効果ガスの削減、また気温や海水温の上昇による生物の生息環境悪化の回避にもつながることが期待されます。また、社会・経済面といたしましても、例えば、エネルギーの地産地消の取り組みが進むことで、災害時の電力供給が確保されるなど災害に強いまちづくりが進むことや、地元雇用の創出にもつながることが期待されます。

29ページから循環型社会の実現です。

基本施策の1つ目が、ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用でございます。施策例のところ、プラスチックや食品ロスなどの新たな課題への対応として、プラスチックごみの減量や食品ロスの削減のための啓発を上げております。

プラスチックごみの減量につきましては、例えば、マイボトルの利用促進による使い捨てプラスチックの削減や、海洋プラスチックごみ問題の啓発に取り組むこととしております。

また、今回、コラムとしまして、本市の海洋プラスチックごみ対策について紹介しております。例えば、先ほどの使い捨てプラスチックの削減に加えまして、漁業者と連携した海洋ごみの回収ですとか、クリーンアップ・清掃活動といったことにも取り組んでいくとしておりまして、このように対策は幅広いものになりますので、市内の部局や各主体と連携して、しっかり取り組みを進めていくこととしております。

30ページ目、施策の2つ目が、ごみの安全・安心な適正処理です。こちらについては、前回の審議会で、災害時の適正な処理についても含めるべきではないかという御意見を頂きましたので、その点を追加させていただいております。

最後、環境・社会・経済の統合的向上です。環境面では、3Rの推進によって資源の持続可能な利用が行われること、また、海洋汚染の防止や温室効果ガスの削減にもつながるものでございます。また、社会・経済面としましては、例えば、フードドライブなどによる困窮世帯の支援やプラスチックの資源循環の促進によって、新たな産業やイノベーションの創出にもつながるといことも期待できます。

31ページ、自然共生社会の実現です。こちらについては、現行の生物多様性戦略に基づきまして、3つの基本施策に取り組むとしております。

1つ目は、「まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げる」です。海岸や河川、ため池の水辺、公園や街路樹の緑、家庭・工場の緑、里山の緑を、まもり・つく

り・つなげるまちづくりを推進するとしております。

2つ目は、「まとまりのある生きものの生息・生育地の保全」です。引き続き、自然環境調査ですとか、アカミミガメ等の外来生物対策に取り組み、希少な生物の保護を推進していくとしております。

32ページ目、3つ目が「生物多様性から受ける恵みの持続可能な利用」です。豊かな海づくりや地産地消の推進に取り組むこととしております。本市では、豊かな海づくりに向けての取り組みとして、明石の海に栄養を届けるため、ため池のかいぼりですとか、下水処理場の栄養塩管理といった取り組みを進めているところでございます。

環境・社会・経済への統合的向上です。環境面では、海や陸の生物多様性が守られて豊かになることや、緑地の保全や地産地消の推進は温室効果ガスの削減にもつながるものでございます。また、社会・経済面におきましても、公園の整備や活用も含めまして、自然環境との調和がとれたまちづくりが進むことで、市に暮らす人々の生活の質が向上するといったことや、地産地消の推進によって、地元の農漁業の活性化にもつながるといったことが期待されます。

33ページ目、安全・安心社会の実現です。

まず1つ目は、大気環境・水環境の保全による環境リスクの低減です。引き続き、環境の継続的なモニタリングと事業所の育成・指導を徹底し、自動車・新幹線騒音の監視の継続や対策を含めて、行うとしております。

2つ目が、事業活動に伴う生活環境への影響の未然防止です。建設作業現場や事業所における騒音の規制・指導の徹底といったことに取り組むとしております。

34ページ目、環境・社会・経済の統合的向上につきまして、環境面では、環境の汚染が防止されることによって、生態系への悪影響の低減につながるといったことや、社会・経済面では、環境の保全によって健康被害が回避されたり、住環境の向上につながるといったことを書いてございます。

最後が分野横断的施策です。

ここでは、全ての分野の横断的な取り組むといたしまして、環境情報の効果的な発信と環境学習・環境活動の推進の2つに取り組むとしております。

1つ目の環境情報の効果的な発信につきましては、市内のさまざまな環境に関する情報を収集して、その情報を効果的に発信することに取り組んでまいります。

2つ目の環境学習・環境活動の推進ですが、学習ツールの整備や環境活動を通じて

学ぶ機会の提供、情報共有や交流の機会づくりを進めることにしております。

環境活動を通じて学ぶ機会の提供につきましては、これまで実施してきたように学校等と連携した環境学習を進めることや、SDGsの考え方を取り入れた幅広い視点での環境学習を行っていくこととしております。

4章は以上です。

では、5章の説明に移らせていただきます。38ページでございます。

こちらにつきましては、前回、市民団体が抜けているのではないかという御意見を頂きましたので、今回、市民団体の行動指針を追加させていただいております。

具体的に、市民団体の環境行動指針としましては、一番下の文章、市民団体は市と市民の橋渡し役として、環境面の課題解決のために市と協働して取り組むとしております。

表の5-1の環境行動例ですが、暮らしの場面別で整理をさせていただいております。前回の審議会で頂いた意見やワークショップで頂いた意見を、幾つか御紹介させていただきます。

39ページ、こちら事業者の環境行動指針ですが、前回の審議会で、環境に配慮した企業が、今後、明石で活躍できるような視点が必要であるという御意見を踏まえまして、環境分野への積極的な取り組みによって、地域の持続可能な社会や経済の発展に貢献するという役割を新たに追加しております。また、市の環境行動指針につきましても、本計画のSDGsの理念を踏まえつつ、啓発活動や行動の支援に取り組むとしております。

最後、第6章の説明をさせていただきます。42ページからです。

まず、計画の推進にあたりましては、庁内の推進体制として、環境マネジメントシステムを活用し、また本審議会で、引き続き、御意見と提言を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

また、各主体の連携ですが、こうした計画に位置づけるさまざまな取り組みを推進するにあたりまして、このパートナーシップ組織でありますエコウイングによって、引き続き各主体をつないで、また交流を促進させるというプラットフォームのような役割を担いつつ、各主体の連携・協働を強化して、取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上、素案の説明でございます。

○委員C 初めに御意見を伺いたいのですが、全体の話をして、あと章別に少し話ができ

ればと思っております。まず初めに、全体のことで、構成とかそういうことで、何か意見がありますでしょうか。あるいは、何か視点がないとか。

○委員H 非常に細かいことです。年代の表記ですけども、西暦が基調になっていると思いますが、平成とか令和が混在していたり、令和だけの表記があったりするので、少なくとも西暦があって、あとはところによって併記という形で、全体に表記してもらいたいと思います。

○委員C それは、統一させていただきます。

そうしましたら、各章に入っていきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

まず初めに、第1章、基本的事項のところでは伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員I まず、2ページ目、私の認識としては、環境基本計画がほかの関連計画のベースになるものという認識だったんです。というのも、3ページ目でウエディングケーキモデル採用されています。環境がベースになって、その上で社会・経済が成り立つ。これを採用していただいているということは、明石に関する計画に関しても環境基本計画が基で、そこから個別の関連計画に行く図のほうで整合性取れているかなと思っていましたのでけれども、これは、確認というか質問させていただきたいです。

○委員C 2ページで、環境基本計画とその他の計画は、環境基本計画が上にあって、それぞれが下にあるという感じですか。

○委員I そうですね。これがベースになって、ほかの計画に対してチェックをしたり、そういう役割が環境基本計画にあると思ったので、対等・相互というよりも、環境基本計画が上でも下でもいいですけど、ベースだよというのが分かるような図のほうがいいかなと思いました。

○委員C 2つ意見がありまして、行政の中でも、環境基本計画が総合計画と同じようなものになって、他の計画が下に並んでいる場合もありますし、それは総合計画の中にあって、環境計画とほかの計画もあるという形でやっているものと二通りあるんです。今回は、特に環境・社会・経済の統合を目指すことで考えているということで、明石市の環境基本計画は、個別計画ですけど、経済とか社会も考えているという形で、こうさせていただいているということですけど、よろしいでしょうか。

○委員I 明石の環境基本計画をベースにしているというような書き方だと、何がまずいのですか。

○委員C 別にまずくはないですけど、いろいろと整合を取っていくことが出てくるかと

思いますので、難しいかなと思います。事務局に伺いたいと思います。

○事務局H 確かに、ウエディングケーキモデルでは環境がベースになってはおるのですが、SDGsでは環境・社会・経済が並列で、環境基本計画と他の都市計画マスタープランが、環境のほうが上とか下という関係ではなくて、これはあくまでも同列になります。

長期総合計画は、全ての市の計画の上位計画で位置づけられてはいますが、環境がほかの計画よりも上に来るというものではないです。

ただ、環境の中でも、地球温暖化対策実行計画とか生物多様性戦略、一般廃棄物処理基本計画については、環境基本計画に属する、下の計画といいますか、この3つの計画の上位計画が環境基本計画になるという位置づけになります。

○委員I 例えば、明石の緑の基本計画を作るとなったときに、環境基本計画を参照するという動きになりますか。

○委員C 2ページの個別計画で、矢印が相互に来ています。ですから、緑は緑だけで単独で終わることではなくて、環境基本計画のことも考えるし、相互にやっていくことで、計画を立てていると理解したらいかがでしょうか。

○委員I そうなのですね。あくまでも、並列という位置づけですね。

○委員C そうですね。

○委員I 分かりました、ありがとうございます。

○委員C では、第2章に入りたいと思います。どうでしょうか。

○委員F 15ページの図2-13と14。右端の目標値の西暦年ですけど、両方とも2031になっています。これは、なぜ2030じゃないのか。前のページを見ていただいたら、こちらは2030になっています。

2つ目は、18ページ、表2-2の環境基準等の達成率です。まず、微小粒子状物質ですが、2017年に66.7%と、この年でぐんと下がっています。その背景は、どういうことがあったのかなというのは、つかまれていますでしょうか。なぜお聞きしたかと言ったら、特定の年度でどんと下がるのであれば、この先もあり得るのかなと思います。

もう一つは、ここで光化学オキシダントとか微小粒子状物質では、2015年に、オキシダントでしたら、ずっとゼロになっています。達成率がゼロでなしに、そういう事象は発生していないということだったら、何がしかのコメントは要るのかなと思いました。微小粒子状物質にしても、2015年に環境基準が策定されていなかったのであれば、

ここはゼロではなしに、横棒になるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員C 初めのほうですが、廃棄物の目標は資料2がありますけど、目標年度が令和13年、2031年になっているから、それで整合を取っているということでもあります。それで、10年になっているということです。あと、もう一つの表の2-2、微小粒子状物質が66.7%。それと、2015年には基準がないのではないかなと、それであればバーということですけど、説明、お願いできますでしょうか。

○事務局D 18ページの表の2-2について、まず、微小粒子状物質はPM2.5で、全国でも話題になったかと思います。これの率の出し方ですけど、3局で測定してまして、3局のうち2局達成していたら、66.7%。3局とも達成していたら、100%。3局のうち1局も達成しなかったら、ゼロという出し方になっています。極端に下がっているという印象ですけど、3局のうちの1局が達成していなかった年が2017年であったということになっています。2017年までは年によって達成したり、しなかったりという不安定な状態が続いていましたけれども、2018年度以降は安定して、環境基準を下回るような状況になっています。

今後、何か予期せぬことが起こりまして、1局達成しない年度が発生したら、66.7%になるかもしれませんが、それは、恐らく一過性の状態になるのかなと思います。あと、光化学オキシダントについてゼロが続いていることについて触れたほうがいいのではないかとということでございます。下の課題と今後の方向性にて、「また、全国的に環境基準非達成の光化学オキシダントについては」ということで、要は、全国的にほとんど達成してない状況、全国的にゼロである状態が常態化しているので、これは達成するというよりも、実際に国民とかに健康被害が及ばないように光化学スモッグの注意報を発令したとき、市民に迅速に周知を行い、健康被害を防止していくという施策を行っています。以上で、よろしいでしょうか。

○委員C 光化学オキシダントは全国的にどこも達成してないということでもあります。PM2.5、微小粒子物質ですが、2015年は3地点とも駄目ということでいいですね。

○事務局D はい。

○委員C よろしいでしょうか。

○委員F はい。

○委員C ほかに、何かありますでしょうか。委員H、お願いします。

○委員H 9ページの中段に「国際社会や国の動き」で提示されております。これは前回

から、2030年には13年比46%削減という記述は入れていただいているんですが、つい最近の出来事になりますけども、グラスゴーの気象合意、COP26が出たと思うんです。微妙に言い方が変わっておって、1.5度に抑える努力を追求するというのがアナウンスされたと思うのですが、そこらの記述を一行ほど追加していただいたらと思います。あと、ここの第2章で、再エネとかCO2削減でいろいろ述べられている中で、地産地消とか地域で回すというニュアンスが余り表記されてないように思います。第4章になると、地産地消という言葉は出てくるのですが、この章でも、例えば14ページの「課題と方向性」の中に、エネルギーの地産地消というニュアンスを入れていただいたらと思います。

○委員C COP26については時期的に可能だと思いますので、入れさせていただきます。あと地産地消で、14ページの課題と方向性という中に1つ入れていくことでよろしいですね。それは入れていただくようにします。

○委員N 細かい話で申しわけないですが、全体にも関わることです。1つは、図表がたくさん入ってしまっていて、分りやすくなったと思うのですが、引用がある場合と引用のない場合がある。引用がないのは、多分明石で独自に取られたということでしょうか。どこか、最後か最初にでも触れられたらいいかと思います。年報等のデータから作ったということが分かれば、ありがたいと思います。また、6ページ年間降水量が「ミリ」と書いています。ほかの単位表記に合すと「mm」だと思います。

○委員C ミリは「mm」で書いたほうがいいということですね。写真も、例えば10ページ、「プラスチックごみを捕食した渡り鳥」も多分どこかの機関の資料だと思うんです。そういうところを、もう一回整合とっていただいて、「ミリ」のところは「mm」にしていただくことでお願いしときます。よろしいでしょうか。

ほかに、何かありますでしょうか。

○委員I 7ページの土地利用とか人口のあたりになると思いますが、例えば地図で、2000年から2011年、2019年とグラフで今示してもらっているのですが、地図で、この辺りが色分けして宅地化されているとか、そういうのが分かるほうが、今後のまちづくりの計画とかアクションにつながりやすいかなと思って、大変かもしれないのですが、それがあるとよりいいかなと思いました。

○委員C ということは、人口と土地利用を一緒にしたような形で、人口の変化を書くということですね。

- 委員I 何かありましたね。土地利用とかでも、どんどんここは開発されているという  
ような。
- 委員C 分かります。
- 委員I そういうものだとイメージしやすいと思いました。
- 委員C 棒グラフになっているやつを、もうちょっと面的に何とかできればということ  
なので、できますかね。
- 事務局J グラフは残させていただきたいのですが、視覚的に分かりやすい情報で使  
えるものがあれば探してみます。これというものがあるかどうかはわかりかねますが。
- 委員C 面的に入れていけるものがあるのであれば、入れることにしたいと思います。
- 委員I そのほうがありがたいです。お願いします。
- 委員C ほかに、何かありますでしょうか。委員A、お願いします。
- 委員A 今のところ、この図から見たら、明らかに田畑が減少して、宅地化が進んでい  
ると見えるのですが、これは、あくまでも推察されますというのが、ちょっと変な  
感じがします。7ページの下の推察されるではなく、実際、それは分かるのではない  
ですか。
- 委員C 事務局、表現どうしますか。
- 事務局H おそらく、進んでいると断定できると思います。それは確認させていただき  
たいと思います。
- 委員A あと、11ページの生物多様性の現状で、最初に、「生物多様性とは」という説明  
があって、「生きものたちの個性とつながりを指しています」と書いてあります。この  
「個性」というのは余り聞かない表現ですが、これは何かから引用されたものでしょう  
か。「生きものたちの個性」、「生きもの役割とつながり」、そのあたり適切な言葉を選  
んでいただけたらと思います。
- 委員C これは多分、特徴とか何とかを文学的に表現したような感じじゃないかなと思  
いますが、どうですか。
- 事務局J 表現が適切なものかどうか確認させていただいていいですか。
- 委員A 個性という言葉にもう少し適切な言葉があれば、適切な言葉を使っていた  
ほうがいいかなと思いました。

16ページの表の2-1、市域の生物多様性の現状を表にされていますけど、田畑の  
ところが「耕地面積が年々減少傾向にあります」と書いてあって、多様性の現状につい

ては何も表記されていないので、例えば、耕作面積が年々減少傾向にあって、生物多様性の低下が懸念されますとか、何か生物多様性に関することに言及していないと、この現状を表す表の意味がないのかなと思いました。

17ページの課題と今後の方向性、「生物多様性に関する戦略の見直し等を踏まえて、今後の戦略について検討が必要です」と突き放した書き方をされているのですが、明石の生物多様性あかし戦略が2011年以降、全く改定されないで今日に至っていますけど、ここではもう一步踏み込んで、生物多様性あかし戦略の改定についても検討していきますとか、何かそういう表現があったほうが分りやすいというか、いいのかなと思いました。以上です。

○委員C 16ページは、生物多様性が低下しているという形で入れさせていただくことにします。それと、明石市の生物多様性の検討、それも検討して作成するという形で入れさせていただきます。

○委員H 18ページに、安全・安心社会の実現が課題として、前回言うべきだったかもしれないですけど、交通安全というのは、ここの審議会では対象になるんですか。

○委員C 対象には入りません。

○委員H 分かりました。もし、ここで取り扱うのだったらと思ったのですが、取り扱わないということで。

○委員C はい、そうです。そうしましたら、委員L、よろしいでしょうか。

○委員L 先ほど出てきた目標年度の話です、15ページ。環境基本計画が基になって、一般廃棄物基本計画の目標もそれに合わせる形でしたので、こちらで、なぜ2031年になったかという御説明を、事務局からお願いできますでしょうか。

○事務局E ここの数字ですが、先ほど会長が言われたように一般廃棄物の処理基本計画において、目標年として定めているのが2031年でしたので、そうさせていただいております。

○委員L そうではなかったと思います。次期の計画を作るときのタイミングとか、いろいろなことだったのではないのでしょうか。そういう理由があって、私もなぜ30年ではないのかというのは質問させていただいたと思います。

○事務局E 廃棄物処理法に基づいた計画となっていて、その中で計画策定指針がございまして、そこで10年ないしは15年という期間を定めており、10年としております。

○委員L 9年では駄目なんですか。

- 事務局E課長 法律等により、10年にしております。
- 委員L 例えば今回みたいな場合に、特に温暖化のほうでしたら、やはり2030は非常に大きなポイントになると思うんです。今、廃棄物のことなので、それほどではないということで31年にしたと思うのですが、そういう大きいことがあるときには、10年に拘泥せず、ほかの自治体とかでも、例えば11年にするとか9年にするのはあったように思うので、今回は8年にしますというところが、どこかあったと思うのです。
- 事務局E 30年の数値の見込みはございますので、30年の数値を入れることは可能です。
- 委員L ちょっと引っかけますよね。最初に御質問された方だったかなと思うのですが、低炭素社会の実現に関する目標年度は2030年で、それが妥当だろうと思いますが、15ページの循環型社会の実現に関する目標年度で2031年が出てくると、あれ？と思うかもしれませんね。
- 委員C ということで、15ページは、一般廃棄物処理基本計画で2031年の目標が出ていますので、それをベースに、2030年には幾らになるかという目標値は出るということですので、15ページの図は2030年の目標値を書くことにさせていただきます。
- 委員L それでよろしいのでしょうか、計画は2031年のままで。
- 委員C 大丈夫です。事務局も大丈夫と言っていますので。
- 委員L 分かりました。
- 委員C 目標を2030年に戻して、書くことにさせていただきます。
- 委員L ありがとうございます。
- 委員C 3章に行きたいと思うのですが、よろしいでしょうか。
- 委員I 最後に10ページ、この章の構成として、国の現状を紹介していただいて、市の現状と課題を載せていると思います。例えば、10ページで食品ロスの中で、国のデータを挙げていると思うのですが、明石のデータも載せてもらったほうが、市民の方が自分事として捉えるかなと思いましたが、もしデータがあれば載せてもらえたらと思いました。
- 委員C 明石のデータありますか。
- 事務局H 食品ロスのデータはないです。
- 委員C ないということですので、国のものを参考にさせていただきたいと思います。
- では、第3章に入りたいと思いますが、「めざす環境像と基本理念」ですね。
- 委員I 第3章の20ページで、「めざす環境像」、「みんなでつくる人にも自然にも地球に

もやさしいまち・あかし」は、環境のために環境を守っているようなイメージがありますが、基本的には、持続可能に暮らすために環境を守るところがあると思うんです。なので、ここにウエディングケーキモデルを入れてもらったほうがいいかなと思いましたが、何で環境を守らないといけないのかというのが、この文章だと、美しい自然を守ろうということをやフィーチャーしていただいているんですけど、それが結局社会の安定とか経済の発展につながるのところを、もう少し意識してもらったほうが行動につながると思うので、そこが分かるように、右側の計画の基本理念には、結構暮らしが環境に支えられているとか、それが社会・経済の発展につながると書いてあるので、このスローガンとなる部分も載せてもらったほうがいいかなと思いました。

- 委員C それは3ページに入っているから、それがベースにあることで来ているので、20ページにもダブって入れるという感じですか。
- 委員I それか、こちらだけに入れるとか、両方入れてもいいと思いますし。
- 委員C どうしますか、事務局。多分、3ページの基本的事項で、基本のところに入っているということですから、それでいけるのかなとは思っています。あと文章にも、社会・経済の発展につなげるという感じで言っているんで、いいのかなとは思いますが。
- 委員I 市民の人がこれを見たときに、じっくり一から読むのはなかなか難しいじゃないですか。図が多用されているとすごく分かりやすいし、ここから見た人も、ぱっと図を見たら、そのために環境を守らないといけないのだなと。こういう危機的状況なのだなというのが分かるようなものがあつたほうがいいと思います。
- 委員C この写真に、社会、経済も一緒に、環境もよくなっているというイメージの写真があれば入れておけばいいですが、そんな写真ありますか。
- 事務局H 写真でしょうか。当初はウエディングケーキモデルと。
- 委員C ウエディングケーキモデルなので、こちらにもケーキモデル入れたらいいですけど、入れますか。
- 事務局H 入れるのは入れるだけなので簡単なんですけど、それでいいのかなと、ほかの委員の方の意見を聞かせていただいたらと思います。
- 委員C この点どうですか。御意見を伺いたいと思います。どんな感じでしょう。
- 委員P いいです。
- 委員C ここにも入れるということよろしいですか。

○委員L もし、ここに再掲でウエディングケーキモデルを入れるとしたら、図を入れるだけでは、何のことやろうとなりそうな気はします。ただ、自然を守るだけじゃなくて、社会や経済を支えているのが自然だから、その自然環境を守るという説明の一文があればここに再掲していいと思いますが。写真の1つを加えるだけでしたら、ちょっと唐突感があるかなと思います。以上です。

○委員C いかがでしょうか。

○委員N 確かにSDGsの話が若干入ったほうがいいと思うのですが、同じ絵をもう一度掲載するのはちょっとくどいという感じもします。逆にこの次の4章で、それぞれSDGsの効果が示され、それぞれまとめてあります。例えば3章で、これらはSDGsとすごく関連していて、効果が上がるということを、基本理念の中とか、あるいは4つの基本方針の中でSDGsの関連について述べれば、より明確になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員C それは、図を入れて、文章を入れるという感じですか。

○委員N 私の個人的な意見では、図は2回入れる必要はないと思います。次の章にもそれが関係するようなSDGsでの効果について文章で触れておけば。

○委員C 「めぎす環境像」のところで、こういう環境を作って、守っていけば、それが社会・経済にも役立って、明石全体を活性化するという形で、環境と社会・経済が両立することを文章で入れればいいと。

○委員N そう思います。

○委員C 事務局、お願いします。

○事務局 「めぎす環境像」は、あくまで環境を大切にしていきたいと思いますということを描いているんですけども、何で環境を大切にしないといけないのかという理由とか考え方を、計画の中でお示しさせていただいています。

先ほど、委員Iも指摘いただいたとおり、環境が社会とか経済とか、環境のためだけに守るのではないよということを、今回、まさにSDGsといいますか、最初の本計画のウエディングケーキモデルでも御紹介させていただいています。さらに、ここの基本理念に考え方を書かせてもらっていますので、市民の皆様が、何で環境を守らなアカンのかなと思ったときに、ここの基本理念の考え方を読んでいただくと、こういうことにつながるから、環境を大切にせなアカンのやと御理解いただけるのかなと思います。委員Nも先ほどおっしゃっていただいたとおり、ここに、環境が社会・経済に

もつながることを文章としてしっかり書かせてもらっていますので、これで御理解いただけるかなと思いますが、どうでしょうか。

○委員I 読めば、もちろんそれは分かりやすいのですが、時間がない人にもぱっと分るような図があると、もっといいなと思った次第です。

○委員C そうしましたら、図は、表紙か何かにSDGsのウエディングケーキモデルと入れていただくかして、目立つようにして、ここの20ページは、将来の社会・経済の活性につながるという文章を入れていただくことにさせていただいて、よろしいでしょうか。

○委員I お願いします。ありがとうございます。

○委員C 4章へ行ってよろしいでしょうか。

○委員I 23ページ、「市民が考える明石の2030年の環境未来像」の「緑・自然が増えている」というのは、ありのままの自然が残っているというのを、結構皆さん大事にされていたと思います。それも追加してほしいです。

○委員C よろしいですか、事務局。

○事務局H ワークショップで出た意見を確認させてもらいたいと思います。

○委員I 自然を残そうという表現は、ちょっとここからなくて、緑・自然を増やして、植林していけばいいのかなとも見えるなと思ったので、自然を残すという表現を入れてほしいなと思いました。

○事務局H ここは、あくまでワークショップで出た意見を載せていますので、私も記憶として、自然を残すというのがあったのかどうか分かりませんので、それだけ確認させていただきたいと思います。

○委員I はい、ありがとうございます。

○委員C 委員P、どうぞ。

○委員P 先ほどのワークショップのことですけど、1ページに結構ボリュームがあって、すごく大事な意見だと思います。だから、もう少しこのワークショップでどんな人がお集まりになって、どういうふうな特徴の御意見というか、こういうふうになりましたよと、そういう情報を入れてください。例えば、年齢別に何人集まったかが分かったり、男の人が何人集まっている、女の人が何人集まっているという基本的なことを、注釈で記載入れられたらお願いします。このワークショップにちょっと厚みをつけたいです。よろしくをお願いします。

- 委員C それは大事なことです、入れていきたいと思います。
- 委員H ワークショップの件で、「避難所に太陽光・蓄電池が設置」という意見も確かにあったと思います。ただ、避難所だけではなくて、まず普通の建物の屋根にソーラーパネルを置きましょうという意見を述べまして、建物の屋根はエネルギーの畑だということも言ったと思います。この意見だけですと、避難所で行政とかがやることだというニュアンスになってしまうので、ぜひ、市民の皆さんが自分の家という意味合いも入れてもらったらありがたいと思います。
- 委員C それは入れていきたいと思います。よろしいでしょうか。では、4章に移らせていただきます。委員E、お願いします。
- 委員E 22ページ、基本方針の1番目、「脱炭素社会の実現」という表記になっています。今は世の中、全部「脱炭素」だと思えるんですけど、先ほど13ページのところで、ちらっと委員Lがおっしゃっていましたが、ここはまだ、上から2行目が「低炭素」という表現が残ったままになっています。ここは「脱炭素」のほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- 事務局J 現状と課題が、現行計画期間の取り組みの推移を紹介させていただいてまして、現行計画ですと、まだ「低炭素社会の実現」というワードとして出てきますので、ここはまだ低炭素で、今回新たに方針として、それが脱炭素になるという理解で今回書かせていただいておりますが、いかがでしょうか。
- 委員E それは分かりますけど、それはしないといけないですかね。ちょっと違和感があるなという感じがしているんですけど。
- 委員C これは現況で、今までの計画というか、現状では「脱炭素」という言葉を使ってなくて「低炭素」という言葉を使って、この計画であればということで、第3章から脱炭素という形で使うということです。2つあると何かおかしいなということで、言葉を統一ということでいけば、「脱炭素」で、市の現状も脱炭素としてもいいような気がします、どうしますか。市の現状のところも、そこまでいってないという形で、「脱炭素」にさせていただきます。
- 委員C 委員F、お願いします。
- 委員F 4章、29ページの写真4-1に海洋ごみとありますが、捕集された浮遊プラスチックが何かわからないですので、説明を入れているほうがいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員C そうですね。私も分かりにくくて、下が水色で、何か引き上げられた網かなんかみたいな感じですけど、4-1に文章を入れて、説明するようにします。

○委員I 35ページ、「環境学習・環境活動の推進」ですけど、環境教育という言葉も、環境学習と並列して入れたほうがいいなと思います。というのも、環境省が出しているような資料だと、並列して書かれて、教育と学習を変えて使っていると思います。

教育というのは、大人が責任を持って主体的に教えていく、伝えていくもの。学習は、本当にスタディーとかラーンとか言いますが、子どもたちも繰り返し学ぶとか、2つ違う意味だと思うので、お願いします。

○委員C これは、環境学習となって、市民が学習する、主体的に関わることですが、教育を入れるということでも問題はないとは思いますが、入れてよろしいですね。

○事務局H 前回の審議会で骨子案をお示しした際に、環境教育という言葉も出ていたのですが、学習に統一したほうがいいという意見だったと思うので、今回環境学習で統一をさせてもらっています。そういう形で、今回使用させてもらっているのですが、また、教育という言葉を入れてよろしいですか。

○委員C どうでしょうか。でも、環境教育・学習であれば、いいのではなかろうかと思うんですが。

○委員I 先ほど委員Iがおっしゃってくださったように、教育は、教える側が授け与えるというイメージがあると思います。ここは、市民が自主的にという意味合いなので、あえて環境学習にしたのかなと感じていたんです。

基本施策では、行政が教える、行政が啓発に直接携わることもあるのでしょうかけれども、むしろ学校現場と協働・連携してという機会を設けたり、交流の機会づくりと書いてあります。だから、行政の役割、施策は、教育というよりは、学習、市民がやることを後押しするよということに力点が置かれているのではないかなと思ったので、環境学習でもいいというか、環境学習とすると、それが分かりやすくなったと思うのですが、いかがでしょう。

○委員C 今の件、環境活動を通じて学ぶ機会を提供することで、市民が学習していくということで、一方的な教育は多分ここでは入らないということで、環境学習でいいのではという御意見ですが、どうしましょう。私も教育はそれについてやるべきところはやることになりますので、環境学習にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

- 委員I それでも、環境教育という言葉も入れておいたほうがいいかなと思います。結構、一般的な資料とかを見ると並列して書かれているので、それに合わせたほうがいいのかなと思いました。
- 委員C どうですかね。どっちがよろしいですか、どっちでもいいかなと。
- 委員A 問題なければ、両方入れたらいいんじゃないかなと思います。
- 委員C 環境教育・環境学習と入れることで意見が出ているのですが、委員L、よろしいですか。
- 委員L 構いません、全然。お任せします。
- 委員C 大丈夫みたいですので、入れていくということで、この前の意見がまたひっくり返ることで、時々、その辺はありますので、よろしいでしょうか、何かありますか。委員0、お願いします。
- 委員0 32ページの真ん中の図、下水処理場の栄養塩の管理とあるんですけど、一般の方、栄養塩ってわかりますか。リン、窒素のことだと思いますけど、栄養塩って何かと思うかなと。
- 委員C 栄養塩、多分、後ろに用語がついているのではないのでしょうか。
- 委員A 窒素やリンなどの栄養塩と書いているから、説明しているかと思いますよ。
- 委員0 上に書いていましたね。
- 委員C 大丈夫ですか。
- 委員0 はい。
- 委員C 委員N。
- 委員N 先ほどの3章の議論に関連して、SDGsの関係が、この章の28ページ下の環境・社会・経済の統合的向上等の貢献が、以降のページにそれぞれの貢献が書いてあります。ただ、正直、これ読んでいて気がつきにくいです。分かりやすいようにするために、例えば、環境・社会・経済の統合的向上のところに線を入れるとか、同一色で統一するとか、より目立つようにすることによって、関連性が分かってくるだろうと思います。

もう一つ、体裁上の話ですが、コラムなども全部カラフルで非常に分かりやすいと思いますが、コラムを読むのが本筋じゃなくて、基本的なところを読んでもらうことが必要です。コラムを白地で囲むなどすれば、あとどこを読んだらいいかがよく分かると思います。このあたり、全体を考えていただければ、より分かりやすくなるかと

思います。

○委員C 環境・社会・経済の向上が非常に重要なところで、明石市の環境基本計画のメインですので、ここをもうちょっと目立つようにして、コラムも重要ですけど、少しトーンを変えてというご意見でありますので、対応よろしくをお願いします。

ほかに、よろしいでしょうか。

○委員A 31ページ、真ん中の基本施策2の「まとまりのある生きものの生息・生育地の保全」のところですか。下の文章に「地域に生息している固有の生物たちのすみか」と書いてありますが、動物と植物両方のことを言われているので、あくまでも「地域に生息・生育」という言葉を入れとかないと正確ではないと思います。

○委員C 分かりました。生息と生育、両方入れとくようにします。

○委員A そうしていただいたほうが、整合が取れると思います。写真4-3、一番下の右側です。ため池に生息するオニバス（重要種）と書いてあるんですけど、この重要種は何か経緯があって書かれているのでしょうか。例えば、明石ですと、オニバスはレッドリストのAランク種に入っているのですが、そういう表現のほうがいいのかと思うのですが、重要種は何か意味があって使っておられるのでしょうか。

○委員C 事務局、どうですか。

○事務局H 特に意味はないので、適切な表現に変えさせていただきたいと思います。

○委員A お願いします。32ページの先ほどの窒素・リンのところですけども、このコラムをみただけでは、一般の方がなかなか、なぜ窒素やリン、本来は下水処理場で取るものを、また海に入れなければいけないのか、よく理解できないと思うんです。

大阪湾全体が貧栄養化していることをどこかに書いておかないと、なぜ窒素やリンをわざわざ海に戻すのかが、ちょっと理解できないのかなと思いますので、海域については貧栄養化が進んでいくため、窒素やリンの栄養塩を戻しますというストーリーにしたほうが良いと思います。

○委員C それは、そういう形で修正させていただきます。

○委員H 27ページ、脱炭素社会の実現の中で、再生可能エネルギーの利用の推進が述べられております。ここに自然との共存した再生可能エネルギーの利用という文言を入れてもらったらと思います。買取価格が高い頃は、山林やため池にいっぱい太陽光が設置されたんですけども、自治体とかのトラブルが約半数ぐらいあるという話を聞きましたし、最初に取り組むべきは、建物の屋根など、自然に影響を与えないような再

エネの利用を進める方向を示していただきたいと思います。

○委員C それは、自然への影響がないような形というか、自然環境を破壊しないような方法で文面は入れさせていただきます。

○委員I 前回このゼロエネルギーのところで、本庁舎の話盛り込むという意見があったと思いますが、それはこちらには書かれてないようなのですが。

○委員C 27ページに入っています。

○委員I すみません。本庁舎の脱炭素化の取り組みとしては、この部分ですね。触れられているのは、ここだけということですね。

○委員C そうです。

○委員I 本庁舎は、これからモデルになっていく施設だと思うので、もう少し本庁舎に触れてもいいのかなと思ったんですが。

○委員C これは一つの事例として入れていますので、これ以上、大きく触れることはしないということでもあります。よろしいでしょうか。

○委員I はい。

○委員H Z E B Readyは、もう決まりですね。

○委員C これは決まっているみたいですね。

○委員H Readyを取るわけにはいかないですね。

○委員C お願いします。

○事務局H このあたりの表現につきまして、担当しています政策室とも確認の上で文書を作っています。

○委員H Z E B Readyは、もう決まっていると。

○事務局H はい。

○委員H 分かりました。

○委員C 多分、まだ皆さん、御意見があるかと思いますが、それは、また事務局にメールか何かで届けていただくことにさせていただきます。今、4章が終わりましたので、5章、各主体の役割に入らせていただきますがよろしいでしょうか。5章と6章を一緒にいきたいと思っています。

○委員H 39ページですが、表の5-2に4つ書かれていたんですけども、屋根や敷地を利用した太陽光発電設備の導入と書かれていますが、これが個人の家なのか学校、公共施設なのかとか、その辺は全部含んでいるという解釈をしたらいいですか。

個人は、自分たち住民がやること。小中学校の屋根等は市がやることと、やる主体が変わってくると思います。最近、横浜などの例で、P P Aを利用した屋根貸しみたいなのを市がやっているとか、そういう例もあるので、ぜひ、検討していただきたいと思いますが、これは意見だけです。

○委員C 参考にさせていただければと思います。

○委員I 39ページ、事業者の行動指針で、地域材、地域の木材とか海から来るものとか、そういうものを利用して、持続可能な経済の発展につながるような事業をされているようなニュアンスが私は読み取れなくて、今サステイナブルなまちづくりをされている地域は、その地域の間伐材を使って、付加価値をつけて売って、それによって雇用も増えて、全体が豊かになって、移住者も増えてということをしている地域が日本でも結構増えてきていると思っています。明石でもそういう取り組みをしていこうとか、そういうことを市が応援しようとか、そういうことをぜひやってほしいなと思っています、それを書いてもらえたらと思ったのですが。

○委員C 図の5-1を、もうちょっと表現を変えろということですか。

○委員I 書くとしたら、ここになるのかなと思いました。もし、ほかに適切な場所があれば、そちらのほうが良いと思うのですが。

○事務局H 明石は林業がないので、地域の木材を利用できない状況です。例えば、地域外から持ってくるとなると輸送にかかるCO<sub>2</sub>が出てきますので、現在のところ、そういったところは見込みがないのかなと思われまます。これから状況が変われば分りませんが、今のところは、そういったところは書けないと考えております。以上です。

○委員I 木材だけじゃなくて、地域材という意味で、広く海からのもの、里山からのもの、いろいろあると思いますけど、そういう持続可能な事業を支援する取り組みとか促進するとか、そういうこともあっても、これからの明石にとってはいいのかなと思いましたが、どうでしょうか。

○委員A 地域材って、どういう意味ですか。地域材、地産、明石とかの周辺で調達するというのが、今、林業の実状から見ると多分難しい。

○委員I そうですね、林業は。

○委員A かえて、それを使うほうが費用かかるという現状があるので、今、おっしゃっている地域のものを使うというのが、非常に難しい状況だと思うんです。林業が盛んに行われる地域であれば、今おっしゃったような活用の仕方があると思うんだけど、

神戸とか明石と播磨地域については林業が確立していませんので、木を切るということもいろいろ難しいし、それを運んで来て、それを製材して利用するのを現実として考えた場合、それはかなり難しい話ではないのかなと思うんですけど。

○委員I 林業は明石にはないので、明石にはそのモデルに合わないと思うのですが、地産地消に含まれると思うのですけれども、地元で取れるものを使って、それで商品を作って、外に売っていくというあり方も、明石は実際やっているところもあるし、それを促進していくことも、持続可能なまちづくりの1つの要素になるかなと思ったんですが。

○委員A それでしたら、表5-1の買い物のところに地産地消の商品を買うようにしましょうとか、そういうのがあればいいのではないですか。

○委員I なので、企業側もそういうものを作るとか、市としてそういうものを応援するとか、盛り込んだらいいかなと思ったのですが、どうでしょう。

○委員A 表5-1に「旬の食材、産地の近い食材を選ぶ」と、それに近い商品はあるので、そのあたりをもう少し深く考えられるのであれば、考えていただくようなことでもいいのではないのでしょうか。

○委員C 環境省のSDGs活用ガイドが図に入っているんですけど、ここに持ってくるよりも、地産地消など今おっしゃったようなことが、全体が活性化するような形で、図があったら書き直したほうがいいとは思いますが、それはどうですかね。この図でいきますか。

○委員H 32ページの環境・経済・社会の中で、環境面で、ここの「地産地消の推進」とかは農業・漁業のことだと思いますし、次の社会・経済面の「地産地消の推進により、農・漁業の活性化」という記述があるので、そういう内容が38ページに、もっとうたわれればいいということかなと思いますけど。

○委員I 39ページ、市民の行動、買う側の行動に、各プラス事業者側の行動指針としても表現してもらえたらなと思います。

○委員C 整理すると、39ページは、事業者としてどういうことをするかが書いてあって、例えば、リサイクルを促進すれば新しい産業が生まれる、CO<sub>2</sub>の少ないエネルギー利用は、新しいエンジンの開発とかにもなろうかと思しますので、ここでは事業活動とSDGsのつながりが書かれていますので、私はこれでいいのかなと。花田委員、お願いします。

○委員L 私もそう思います。38ページの「買い物」に「旬の食材、産地の近い食材を選ぶ」とありますが、そこに地産地消という言葉を入れるとか、旬産旬消という言葉もあるかと思いますが、そういうことを入れたらいいのではないかと思います。

企業がやることですと、この文脈でいきますと、1つは、企業が環境に配慮した財やサービスを提供することが一つあるわけですが、もう一つは、行政もそうですけれども、調達です。調達のときに、なるべく地域のものを買うことが望ましいかなと思うので、そのあたりのことを、39ページの行動指針に書かれてもいいのではないかなと思います。グリーン調達です。そうすると、多分、今の御意見は生かされるのではないかなと思いました。

それから、39ページの下の方、「社有林」と書いてありますでしょう。要するに、明石市内ではないところで、つまりオフセットみたいな形だと思うんですけども、そういうところを利用するという話なので、林業がない明石にとっては、これはこれでありうると思いましたという2点です。

○委員C 39ページに地産地消のエネルギーとか、事業者が使うエネルギーとか食材とか、そういうものを調達するときに、今ありましたグリーン調達で、この行動指針の中に入れておくということによろしいでしょうか。

○委員I お願いします。ありがとうございます。

○委員C 第6章に行きたいと思います。5章・6章、一緒ですが、どうでしょうか。

○委員N 先ほどの5章とも関係しますが、「エコウイングあかし」という固有名詞がここで突然出てきます。「エコウイングあかし」の説明が書いてないものですから、外から入ってきた人間には何かよく分らない。連携するネットワークを作る団体であると少し書いてはあるのですが、その説明をしていただいた方がよいと思います。語句説明に入れるのか、あるいは5章の38ページの「市民・市民団体の環境行動指針」で、「エコウイングあかし」も明石の環境団体ですから、そういうものを書いておくのがいいと思います。

○委員C 38ページに、市民団体ということで、市民団体には「エコウイングあかし」等で、そういうものがあることを書かせていただいて、市民団体であるということで、もう少し書ければ「エコウイングあかし」を注かなんかで入れて、42ページのところにも少し書く。あるいは、注釈というか参考の用語集に入れることで、いいほうをつけさせていただくということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員A 6章の、2回PDCAサイクルという言葉が出てくるんですけど、これもできたら、最後の語句説明に入れておいたほうがいいのかなと思いました。

○委員C 分りかました。用語集にも入れさせていただきます。多分、まだ皆さん御意見があるみたいですので、もしあれば、事務局にメールか何かを出していただくということできさせていただいてよろしいですか。今日で御意見は大分出していただいたと思いますので、一応これで交通整理はできたかなとは思っていますので、もうちょっと重要なことを忘れていたということがありましたら、事務局にメールを送っていただければと思います。

○事務局H はい。

○委員C 議論があった点も軌道修正ができたと思いますので、基本計画についての議論は、ここで終わらせていただきたいと思います。次に、一般廃棄物処理基本計画、資料2ですが、これにつきましては、委員Lから、お願いしたいと思います。

○委員L 明石市一般廃棄物基本計画について、資源循環推進部会として4回ほど議論を重ねてまいりました。今回は時間も限られておりますので、資料2、A3版の概要版を見て御報告をさせていただきたいと思います。

明石市一般廃棄物処理基本計画案全体版としては、参考資料としてつけていただいていますので、後ほど御一読いただければと思います。

では、明石市一般廃棄物処理基本計画（案）について、御説明させていただきます。A3版の資料2を御覧ください。

まず、左の上から「計画の位置づけ」です。計画の位置づけとしまして、本計画は「廃棄物処理法」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定を受け策定するものですが、本市における本計画の上位計画であります、現在、改訂作成中の「あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）」というタイトルでございます。それから、ただいま議題でございました「第3次明石市環境基本計画」とも関連しています。また、国の各種リサイクル関連法や減量計画目標、県の「ひょうご循環社会ビジョン」や「兵庫県廃棄物処理基本計画」の推進方向にも整合性を持たせることといたします。

国では、廃棄物等をめぐるさまざまな問題に対応するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を初め、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」等の各種廃棄物関連法令の整備が行われています。

近年、プラスチックごみや食品ロス等への関心が高まっており、「プラスチック資源循環戦略」の策定や、「プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律」、「食品ロスの削減の推進に関する法律」などを制定し、循環型社会の構築を目指しています。

図表1を御覧ください。ここで計画の位置づけをお示ししております。

新たに施行されました「食品ロス削減推進法」、閣議決定されましたプラスチック資源循環戦略を新たに記載するとともに、現在見直しを進めている明石市の上位計画であります「あかしSDGs推進計画」、「あかしSDGs前期・後期戦略計画」、ただいまの「第3次明石市環境基本計画」、並びに平成31年3月に策定の「明石市災害廃棄物処理計画」も、こちらに新たに記載させていただきました。

次に、左下「計画目標年度」について、本計画は、令和13年度を計画の目標年度とさせていただきます。先ほど御説明いただきましたとおりでございます。

本計画は、おおむね5年ごとに見直しを予定しておりますが、社会・経済情勢が大きく変化した場合など、計画見直しの必要性が生じた際には、明石市環境審議会に諮問、見直しを行いたいと考えております。

続きまして、3「ごみ排出量の動向」につきましては、図表3、4を御覧ください。

ごみの排出量及び1人1日当たり排出量等について、種類別に見ますと、家庭系ごみは減少傾向を、産業廃棄物は増加傾向をそれぞれたどり、事業系ごみは増加傾向を示した後、減少に転じている状況でございます。

4「ごみ処理の現状」です。まず、図表5を御覧ください。

1) 焼却処理量及び破碎選別処理量について。焼却処理量については、減少傾向を示しております。一方、破碎選別処理量については増加傾向をたどっております。

2) 資源化量としましては、図表6を御覧ください。資源化物は、まず紙類（新聞、雑誌、雑紙、段ボールなど）ですが、紙類、それから布類が約6割を占めております。

集団回収量は減少傾向ですが、中間処理後資源化量は増加傾向をたどっています。

また、リサイクル率ですが、低下傾向でございます。これは、スマートフォンなんかの普及ですとか、新聞・雑誌などがペーパーレス化、電子化したことが、主の要因であると考えられます。

3) 最終処分量につきましては、図表7にありますとおり、9割以上を焼却灰が占めております。全体の処分量としては増減を繰り返しながら推移している現状です。

明石市保有最終処分場での最終処分量（本市埋立）は増加傾向を示した後、減少傾向を示しております。

また、フェニックス搬送分につきましては、大阪湾広域臨海環境整備センターとの契約に基づいた最終処分を行っています。あちらに運んでいるということです。

資料の5、課題の整理におきましては、明石市の環境課題を6点に整理しております。まず、1) 排出抑制ですが、明石市の1人1日当たりごみ総排出量は、近隣市と比較すると多く、近年のごみ量の推移や社会状況を考慮すると、さらなるごみの排出抑制に関する取り組みが必要となります。また、市民アンケート調査の結果からは、主な取り組みなどの周知・啓発の必要性が明らかとなっています。

以上を踏まえまして、ごみの排出抑制を図るには、家庭系燃やせるごみの6割以上占めている生ごみ及び紙類の削減を進める必要があり、そのためには、家庭における生ごみや紙類の削減に向けた周知徹底等を積極的に取り組んでいく必要があります。

2) 資源化につきましては、燃やせるごみの組成分析結果から、家庭系ごみ、事業系ごみ共に、資源化可能なものを20%程度含んでおり、市民アンケート調査では、紙類を燃やせるごみとして排出している割合が7から9%、新聞紙は7%、雑紙は12%、段ボールは19%あることが確認できました。燃やせるごみとして出している。

したがって、燃やせるごみ等に排出される資源化可能物の混入防止や、資源ごみや紙・布類の回収がより一層進むよう、市民意識の向上や分別排出の徹底について、継続的な促進に取り組んでいく必要があります。また、新たなプラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律の施行に向け、プラスチック資源循環の取り組みを促進する必要もございます。

3) 収集運搬につきましては、市民アンケート調査から、今見てきましたように、新聞、段ボール雑誌、雑紙等の紙類を燃やせるごみとして捨てている人が一定数確認されており、それらの紙類の分別排出の徹底に向けた継続的な促進や排出機会増加の検討等について取り組んでいく必要があります。

また、市民アンケート調査では、小型家電、電池、スプレー缶、カセットボンベ等についても、市での分別収集を要望する声があります。排出量の変化で、社会動向を踏まえ、できる限り資源化を行うことを目指し、必要に応じて収集品目を見直す必要がございます。

4) 中間処理ですが、焼却施設、破碎選別施設共に、平成11年（1999年）に供用開

始から22年を迎え、経年劣化が進んでいます。そのことから、引き続き良好な生活環境を維持していくため、新しいごみ処理施設整備に向け、最適な施設規模や処理方式等について検討を進めているところでございます。ごみが少なくなれば、少ない施設で済む、そういうところでございます。

5) 最終処分ですが、市域が狭い明石市では、現在の最終処分場が最後の処分場となることが予想されるため、今後、一般廃棄物のさらなる資源化や焼却灰の資源化など、最終処分量の削減に向けた取り組みをより一層推進し、できるだけ現在の最終処分場を長期間利用する必要がございます。

6) その他ですが、ごみ処理経費につきまして、今後もごみ処理の合理化や効率化を図り、ごみ処理経費の抑制に継続して取り組むことが重要となり、事業系ごみのごみ処理手数料につきましては、処理原価及び近隣市との料金バランスを図ったごみ処理手数料の検討が必要と考えられます。

次に6、基本理念・基本方針と基本施策についてでございます。

1) 基本理念といたしまして、現在改定が進められている明石市環境基本計画では、「めざす環境像」を実現するため、基本理念に基づいて、4つの基本方針で取り組みを進めています。皆様、御覧のとおりでございます。

本計画の基本理念は、第3次明石市環境基本計画の基本方針に基づき、全計画の基本理念である「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」を基本理念として取り組みを進めてまいります。

また、本計画から「3R」にプラスしてリニューアブル、再生可能資源への代替え、資源循環に向けた取り組みの要素を加え、より一層の循環型社会づくりの取り組みと廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの削減を進めます。本編の72ページに「循環型社会の姿」という図がありまして、そこにリニューアブルが加わっております。

2) 基本方針としまして、本理念の実現を図るためには、繰り返しになりますが、リニューアブルの要素を加え、「3R」を中心とする減量・資源化の推進等のごみ処理に関するさまざまな施策、推進項目が必要になります。

前計画と同様、基本方針が3つありまして、図表8のさまざまな施策を推進していきます。

基本方針1では、「ごみの発生抑制を最優先、次に再使用、再生利用」として、明石市では、市民一人一人が心がけ一つで実現できるごみの発生抑制を最優先とした施策

を推進していきます。

基本方針2では、「パートナーシップによる取り組みの強化」で、市民・NPO・地域にある企業など、それぞれの人が環境問題やごみ問題に真剣に取り組み、行政と目標を共有し、適切な役割分担の基に、パートナーシップによる取り組みを強化していきます。

基本施策3では、「ごみの安全・安心な適正処理」で、市民が快適に安心して暮らし、効率的かつ合理的なごみ処理を推進するとともに、安全性や環境への影響を十分に考慮した持続可能な循環型社会を目指します。

次に、3)基本施策及び推進項目としまして、図表8を御覧ください。

まず、8つの基本施策といたしまして、基本施策1、家庭から出るごみを減らす。基本施策2、事業者などから出るごみを減らす。基本施策3、ごみの再使用・再生利用への誘導。基本施策4、情報の共有化。基本施策5、参画と協働のネットワークづくり。基本施策の6、環境負荷を低減した適正処理の推進。基本施策7、経営感覚に基づく施策の推進。基本施策8、今ある施設を最大限利用がありますが、その中の主な取り組みを少しだけ御紹介いたします。

基本施策1、家庭から出るごみを減らすの推進項目3、プラスチックごみの減量では、現在、プラスチックにかかる資源循環の促進等にかかる法律案が閣議決定されまして、プラスチック製品の設計から廃棄までが資源循環型に変わろうとしております。明石市でもマイバッグ・マイボトル等の利用を促進し、海洋プラスチック等の問題に関する意識を向上させて、使い捨てプラスチックの使用削減に向けた啓発を行います。

推進項目4、家庭系指定袋制の導入と分別区分につきましては、有効なごみ燃料化施策としまして、推進項目に上げさせていただいております。

基本施策3、ごみの再生使用、再生利用への誘導の推進項目12、資源化の推進ですが、こちらにつきましては、新たに問題となっておりますプラスチック類等の再資源化についても、調査・研究を進めていくことを考えております。

基本施策5、参画と協働のネットワークづくり、推進項目の17、ごみ減量推進員等の活動支援では、市民とのパートナーシップの強化に取り組み、ごみの減量化や再資源化を促進するため、ごみ減量推進員及び協力員の研修会や出前講座などの機会を提供し、活動支援を引き続き行います。

基本施策6、環境負荷を低減した適正処理の推進の推進項目25、蛍光管等の有害物

質を含むごみの回収につきましては、全国でも問題視されていますリチウムイオン電池類の充電式二次電池による火災事故が発生しております。当施設での火災事故は起きていませんが、明石市では起きてないということです。小規模な発煙、発火事故が月1回程度発生しており、原因としては、廃棄物の収集、運搬、または処分の過程において、プラスチック等の可燃性のごみや破碎するごみに混ざり、破損、変形により発煙と発火するため、火災の原因となっております。

有害物質の廃棄方法などを周知徹底するためにも、ホームページによる広報と研修会などを引き続きすることとしております。

基本施策7、経営感覚に基づく施策の推進。推進項目の29、ごみ処理事業における行政サービスの向上につきましては、近年、高齢化社会におけるごみ出しが問題となっており、今後、市民サービスの向上に努めていくことを考えております。

基本施策8、今ある施策を最大限利用で、推進項目の32、最終処分場の安定的利用と延命化につきましては、最終処分場の埋立物の安定化に向け、適正な管理を行い、焼却灰の安定かつ継続的処理・処分を確保し、ごみの再生利用や最終処分場の延命化を図るため焼却灰の資源化を進めます。

以上、8つの基本施策を徹底し、その主な取り組み内容として、32項目の推進項目を定めており、各施策の展開へ図っていくことを考えております。

後ほど、また本編を御確認ください。

続きまして、右の7、目標値（令和13年度）の設定ですが、本計画において、新たな目標値として掲げる項目は、ごみ処理量、燃やせるごみ及び燃やせないごみのごみ排出量、家庭系燃やせるごみとして、1人1日当たりの排出量、事業系市ごみ処理量、最終処分量及びリサイクル率とします。

目標値につきましては、計画目標年度、令和13年度、2031年における値とし、ごみ減量や再資源化などの進捗状況を把握するための指標とします。

目標1、ごみ処理量の削減では、市のごみ処理量を、平成30年度の9万5,546トンから、目標値で8万1,000トンに削減します。ごみ排出量、燃やせるごみ、燃やせないごみのごみ排出量は、平成30年度の9万1,404トンから7万7,000トンに削減します。

家庭系燃やせるごみにつきましては、平成30年度の488グラムから411グラムへ、事業系市ごみ処理量を、平成30年度、3万3,768トンから2万7,500トンに削減します。

次に、目標の最終処分量の削減では、平成30年度の1万7,356トンから1万3,500ト

ンに削減します。

目標3、リサイクル率の維持では、新聞雑誌など購読料の現状や、その他ペーパーレス化による紙類の排出抑制により、令和13年度には、リサイクル率9%になると推測されます。

そのため、ごみの中に含まれている資源ごみの採取を向上させ、計画目標年度2031年度において、2018年度の10.7%から0.3ポイントの減少に留めることを目標としたいと思います。

最後、8、生活排水処理基本計画です。

1) 基本方針としまして、下水道人口普及率を100%に近づけていくことを目標に、公共下水道の整備を進めながら、し尿・浄化槽汚泥等については、現在の収集運搬体制と下水道の終末処理施設での処理を維持していくことともに、浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導により「公共用水域の水質保全による安全で快適なうるおいのあるまち・あかし」を目指します。

2) 計画目標年度は、令和13年度、2031年度とします。また、計画期間は、令和4年、2022年度から、令和13年、2031年度までの10年間とします。

3) 生活排水の排出状況について、明石市では、下水道人口普及率100%に近づけていくことを目指します。現状、生活排水の大半は公共下水道へ排出されていますが、下水道への接続が困難な世帯や工事現場の仮設トイレ等が残るため、当面は現在の収集運搬体制と下水道終末処理場での処理を継続します。

また、浄化槽管理者に対し、法定検査の受検や定期的な保守点検、清掃の啓発・指導等を行い、適切な維持管理を促します。下水道処理区域外の単独処理浄化槽につきましては合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水の適切な処理を推進します。

なお、部会の意見を反映いたしまして、計画の冒頭に「はじめに」の文章を入れまして、SDGs未来都市、明石市のこの計画の位置づけをお示しすることにいたしました。

報告は以上になります。よろしく願いいたします。

○委員C 委員Lと資源循環推進部会の委員の皆さんで作成していただきました。

これについて質問か何かありましたら伺いますが、時間が限られていますので、的確にお願いしたいと思います。委員K、お願いします。

○委員K 紙類が、燃やせるごみとして捨てられている方がたくさんいらっしゃると書か

れているんですけど、市の紙回収頻度が月に1回だからだと思うんです。月に1回だと、1回出しそびれたら、すごい量の紙ごみがたまってしまうので、やむを得ず燃えるごみとして捨てている方が大半だと思います。

市として、おそらく自治体が回収しているのもあるからということで、ちょっと遠慮しているのか、そこは分からないのですが、その辺の兼ね合いだと思うんですけど、市民として全ての世帯に、ちゃんと適切な頻度で回収に来ていただけるような環境を整えていただけるように検討していただけたらなと思います。

○事務局E 御指摘のように土曜日に月1回のペースで行政回収があり、それ以外に地域ごとに集団回収の活動がございまして、自治会であったり、子供会さんだったり、高年クラブさんだったり、そういった団体で、積極的に活動を行っていただいております。集団回収活動では、各地域に補助金もありますので、積極的に利用していただくのも1つの方法と思います。

○委員K 子供会とかに任せると、どうしても行き届かない地域が出てくると思うんです。明石市として月2回回収して、それでプラスになった資金を直接自治体なり子供会に補助金として支給する形にしたほうが、全ての世帯に適切な頻度で回収が行き渡るのではないかと考えているんですけども、いかがですか。

○事務局E 回収頻度につきましては、もちろん収集体制の見直しもございまして、多ければ確かに便利になると思いますが、費用対効果もございまして、紙の回収につきましては、例えば、民間さんでも集めているのもあり、いろんな手法があると思いますので、それぞれを活用していただくのがいいと思います。収集体制については、今後の検討とさせていただきます。

○委員C そういうことで、何もかも市にお願いすることもできないし、勝手に自分でやることもできないということで、いろんな知識とかありますので、それこそ環境学習があつて、いろんな情報を出していくことで、いろんな方法があるかと思っておりますので、その辺を加味して、コストパフォーマンスがとれるような形でやっていきたいということでもあります。ほかに、何かありますでしょうか。

資源循環推進部会の委員より大丈夫という発言がございましたので、一応、これで終わります。もしありましたら、日曜日ぐらいまでに、修正や聞きたいことがあれば、お願いしたいと思います。

これで2つ終わったのですが、意見に対する修正等で確認していきたいと思っております。

けど、これは私と委員Lに任せていただいて、あと処理させていただきますが、よろしいでしょうか。パブコメ前の原案を皆さんに配付することはできますよね。

○事務局H パブコメの原案を皆さんに送らせていただくことは可能ですけど、確認は、会長、副会長一任でよろしいでしょうか。

○委員C その辺は、私と副会長でやらせていただいて、終わったものを皆さんのところに配付させていただくことで、もしそれでありましたら、パブリックコメントのときに、また意見を出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後、2021年明石環境レポートの案について、事務局から説明お願いしたいと思います。

○事務局H 「明石市環境レポート2021」について、資料3に基づき御説明いたします。時間も限られていますので、概要説明とさせていただくことと、昨年度と大きく変更のない箇所については、割愛させていただきますことを御了承くださいますようお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、トピックのページを御覧ください。

昨年来から世界中で流行しています新型コロナウイルス感染症による影響について、記載しております。環境面への影響といたしまして、2020年度は、世界の温室効果ガス排出量が、対前年比で8%減少する見込みとなっていること。一方、国内の家庭部門においては、在宅時間の増加により、電気使用量が前年度の同じ月より増加していることが示されております。家庭における電力使用の増加が伺えます。また、廃棄物につきましては、事業系ごみは減少しているものの、家庭からのごみ量は増加傾向にあるとされています。

2ページ、低炭素社会の実現に向けた取り組みとしまして、「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン」に基づく取り組みについて記載をしております。

2ページ下のグラフは、明石市内の温室効果ガス排出量の推移を示しております。排出量の算定に当たっては、各種の統計値を用いて計算するため、算定可能な最新データが2018年度となります。

2018年度の温室効果ガス排出量は151万8,200トンで、基準年度の2013年度と比較して、17.6%の減少となっています。全体では前年度より若干減少しておりますが、部門別に見ますと産業部門が増加しており、製造業の生産・出荷の増加など、社会活動要因により増加したものと考えられます。

なお、2018年度の実績値につきましては、算定に必要な統計値の一部がまだ公表されていないため、速報値としています。未公表の数値が公表された後、確定値を再計算して、レポートを発行したいと考えています。数値に大きな変更はないと思われまますので、御了承いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

3 ページ、市の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量を記載しております。2020年度は、基準年度の2013年度と比較して13%の減少となっておりますが、前年度より増加している状況です。

増加原因につきましては、4 ページ目に記載しております新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設の運用の変化により、空調機器の都市ガス使用量の増加などが大きな原因と考えられます。

6 ページ、自然共生社会の実現に向けた取り組みとして、「つなごう生きもののネットワーク生物多様性戦略」に基づく取り組みについての記載となっております。

ページ下段に記載の「生物多様性あかし戦略推進会議」におきまして、昨年度に引き続き、ため池の特定外来生物、ナガエツルノゲイトウが定着しないよう防除作業を実施しております。

8 ページ目以降に、「循環型社会の実現に向けた取り組み」についての記載となっております。

10ページ、11ページ目を御覧ください。10ページの一番下、環境学習の推進に關しまして、コロナ禍ということもあり、明石クリーンセンターの施設見学を中止しておりましたが、代替え措置といたしまして、各小学校に施設見学用のDVDを配布し、環境学習の題材として活用をしていただいております。

18ページから20ページにかけて、「エコウイングあかし」の活動を記載しております。

昨年度はコロナ禍もあり、環境フェアなどのイベントを中止しておりますが、19ページの「里山整備、昆虫調査」、次の20ページの「環境体験学習のサポート」につきましては、引き続き、記載のとおり実施をしております。

22ページ、市役所、庁内におけるガソリン、軽油、電気、都市ガスの使用量の集計となっております。コピー用紙につきましては、庁内の集計システムの不具合により集計できていないので、御了承ください。

電気・都市ガスの使用量が増えております。先にも御説明しましたとおり、市の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量の増加原因と同様で、コロナウイルス感染

症拡大に伴う施設の運用の変化が大きな原因と考えております。

23ページは、事業者の環境活動の紹介で、川崎重工業株式会社明石工場様の活動を紹介しております。

簡単ですが、レポートの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

- 委員C 目次の2番が低炭素になって、今の計画が低炭素社会となっていますので、21年度なので、これについては「低炭素」とさせていただいて、次年度以降は「脱炭素」になろうかと思えます。

これに書かれていることですが、特に大きい変化とかは、今回、コロナがあったということではありますが、これで何か問題とか質問とかありましたら伺います。これも、もし何かありましたら、また事務局に連絡頂くことでよろしいでしょうか。これも事務局で、もし意見があればそれを直して、修正があればさせていただくということで、確認を委員Iとやらせていただきたいと思えます。

最後に、今パブリックコメントの話をしました。今後の予定について、事務局から説明を、お願いします。

- 事務局H 今後のスケジュールについて御説明いたします。資料4を御参照ください。前回の審議会で、市の総合計画であるあかしSDGs推進計画の策定に遅れが生ずる可能性があることを報告させていただきましたが、現在、遅れることなく、予定どおり進めていくという方向で聞いております。

環境基本計画も、当初の予定に沿いまして、12月中・下旬から1か月間パブリックコメントを実施して、その結果を反映した計画案を、2月の環境審議会で御提案したいと考えております。以上でございます。

- 委員C 次回が最終回になりますので、それでパブリックコメントの結果と反映について議論していければと思っております。

これでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。今日の審議をこれで終わらせていただきます。もし問題があれば、事務局にメールをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

そうしましたら、マイクを事務局にお返しします。

- 事務局H 委員C、ありがとうございました。また、委員の皆様方、出席を賜り、熱心に議論いただきまして、ありがとうございます。

先ほども申し上げましたとおり、あとのスケジュールの関係で、御意見はできたら日

曜日中に頂けたらと思います。よろしく申し上げます。

次回の審議会につきましては、また日程が決まりしだいお知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日の審議会、これで終了となります。どうもありがとうございました。